（内閣府設置法の一部改正）

第八十八条　内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三項第十四号の二中「（平成十一年法律第百五十六号）」を削り、同号を同項第十四号の二の三とし、第十四号の次に次の二号を加える。

十四の二　原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二条第一号に規定する原子力災害（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第百五号第七項第一号に規定する武力攻撃原子力災害を含む。）に対する対策に関すること。

十四の二の二　原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条の三に規定する原子力防災会議の事務局長に対する協力に関すること。

第四条第三項第四十七号中「こと」の下に「（安全の確保のうちその実施に関するものを除く。）」を加える。

第三十七条第三項の表原子力委員会及び原子力安全委員会の項を次のように改める。

原子力委員会	原子力基本法及び原子力委員会設置法（昭和三十年法律第百八十八号）

（国家行政組織法の一部改正）

第八十九条　国家行政組織法の一部を次のように改正する。

別表第一中「

環境省				

」を「

環境省				

」に改める。

別表第三環境省の項中「一人」を「二人」に改める。

（文部科学省設置法の一部改正）

第九十条　文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五款　放射線審議会（第十九条）」を「第五款　削除」に改める。

第四条第七十二号及び第七十三号を次のように改める。

七十二及び七十三　削除

第四条第七十四号中「こと」の下に「（放射線障害の防止に関する技術的基準の斉一を図ることに関することを除く。）」を加える。

第六条第二項中「国立大学法人評価委員会　放射線審議会」を「国立大学法人評価委員会」に改める。

第三章第二節第五款を次のように改める。

第五款　削除

第十九条　削除

第二十五条第二項中「第七十一号から第七十五号まで」を「第七十一号、第七十四号、第七十五号」に改める。

第九十一条　文部科学省設置法の一部を次のように改正する。

目次中「第四節　地方支分部局（第二十五条）」を「第四節　削除」に改める。

第四条第七十一号から第七十五号までを次のように改める。

七十一から七十五まで　削除

第三章第四節を次のように改める。

第二十五条　削除

（経済産業省設置法の一部改正）

第九十二条　経済産業省設置法の一部を次のように改正する。

目次中「第十一条」を「第八条」に、「第十二条・」を「第九条―」に、「第二款　審議会等（第十八条―第二十二条）」を「第二款　審議会等（第十八条―第二十三条）」に、「第二十三条―第二十五条」を「第二十一条―第二十三条」に、「第二十六条」を「第二十四条」に、「第二十七条」を「第二十五条」に改める。

第四条第一項中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号から第二十号までを一号ずつ繰り上げ、同項第二十一号中「第十三号」を「第十二号」に改め、同号を同項第二十号とし、同項中第二十二号を第二十一号とし、第二十三号から第三十八号までを一号ずつ繰り上げ、第三十九号を削り、第四十号を第三十八号とし、第四十一号から第四十四号までを二号ずつ繰り上げ、第四十五号を第四十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十四　火薬類の取締り、高圧ガスの保安、鉱山における保安その他の所掌に係る保安の確保に関すること。

第四条第一項中第四十六号を第四十五号とし、第四十七号から第五十六号までを一号ずつ繰り上げ、第五十七号から第五十九号までを削り、第六十号を第五十六号とし、第六十一号から第六十四号までを四号ずつ繰り上げる。

第六条第二項を次のように改める。

2　前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより経済産業省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

名称	法律
日本工業標準調査会	工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）
計量行政審議会	計量法（平成四年法律第五十一号）
中央鉱山保安協議会	鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）
独立行政法人評価委員会	独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）

第七条第一項第六号中「及び小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）」を「、小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四十九号）」に改める。

第三章第三節の節名を削る。

第九条を次のように改める。

（設置）

第九条　本省に、次の地方支分部局を置く。

経済産業局

産業保安監督部

2　前項に定めるもののほか、当分の間、本省に、地方支分部局として、那覇産業保安監督事務所を置く。

第九条の前に次の節名を付する。

第三節　地方支分部局

第十条及び第十一条を削る。

第十二条第一項を削り、同条第二項中「第十三号、第十四号、第四十八号、第五十九号及び第六十三号」を「第十二号、第十三号、第四十四号、第四十七号及び第五十九号」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第二十五条」を「第二十三条」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第二項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条を第十条とする。